

最大10万円に
増額しました！

婚活支援イベントを 支援します！

結婚を希望する独身の男女の出会いの機会と交流の場を提供する取組みを支援します。

1. 補助の対象となる事業者

出会いの場と交流を目的とした団体又は個人で豊橋市に住所又は所在地を有するもので、下記に該当する者は除きます。

- (1) 暴力団若しくは暴力団体の統制下にある団体でない者
- (2) 宗教的団体や政治的活動を行うことを目的とした団体でないこと。
- (3) 公序良俗に反する団体でないこと。

2. 補助金の対象となる事業

結婚を希望する独身の男女を対象に市内で実施する男女の出会いの場の創出事業や結婚へのきっかけづくりを支援する事業に対し交付します。

例えば・・・

- ・独身の男女の交流を促すイベント
- ・交際力を高める講座、セミナーの開催
- ・文化・スポーツ活動など介したイベント など

3. 申請書の提出期限

結婚支援イベント等を開催する20日前まで

4. 補助金額

補助対象経費の10分の10で、1事業につき10万円を限度とします。なお、同一事業への交付は、同一年度において3回を限度とします。（※補助金は事業実施後に交付）

5. 補助対象経費（主なもの）

外部講師の謝礼・交通費、チラシの印刷代、消耗品代、会議室等の使用料など

6. 補助対象外経費（主なもの）

団体内部職員の人件費、団体の恒常的な運営経費、景品等個人的経費、飲食代など

7. 申請方法

補助金交付申請書及び関係書類は豊橋市こども未来部子育て支援課へ持参してください。
（土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

申請書類等は、子育て支援課ホームページからダウンロードできます。



<http://www.city.toyohashi.lg.jp/25591.htm>

問合せ先

豊橋市子育て支援課 電話：0532-51-2325 F A X：0532-56-1705 メール：kosodate@city.toyohashi.lg.jp